

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は名古屋市の南、知多半島の北端に位置し、各種高速道路や主要国道の結節点という交通の要所にあつて利便性が高く、かつ豊かな自然にも恵まれ、住み良い環境が魅力のまちである。

産業では製造業を中心に発展してきたまちであり、様々な製造業が集積している。中でも、輸送用機械器具関連では市内製造品出荷額の6割以上を占めており、優れた技術を持つ数多くの企業が活躍している。

また、人口も平成28年3月には9万人を、令和2年10月には9万3,000人を突破し、国内総人口が減少傾向な中、毎年増加傾向で推移しており、2030年には10万人に到達する予測が出ている。このような人口の増加に合わせて、近年では小売業やサービス業、医療福祉関連産業など幅広い産業構造が形成されてきている。

その中で市内企業の大多数を占める中小企業は、経済の発展、市民の雇用、地域の活性化に大きく貢献している。本市は中小企業の発展が地域の発展につながると信じ、平成19年から中小企業者と大学等の人脈の形成を目的に、「産学官連携交流会」を開催し、平成21年からは中小企業者の経営基盤の強化を図るための、新技術・新事業の創出につながる研究開発等を支援する「中小企業研究開発等促進事業費補助金」を開始するなど、近隣市町に先駆けて、様々な施策で中小企業振興に取り組んできた。

また、平成27年に中小企業振興基本条例を施行し、翌年には中小企業振興アクションプランを策定、令和3年からは産業の持続的な発展を推進し、経済的自立性を高めるため、産業の垣根を超えた連携の推進を目指し策定した大府市産業振興基本計画に基づき計画的な事業実施に取り組んでいる。さらに平成27年に公表した大府市中小企業実態基本調査結果では、市内中小企業者の課題は「販路拡大」「人材確保・育成」の2つが群を抜いて多かった。調査以降は、この2大課題解決の一助となる取組に重点を置いて支援している。

販路拡大では、都心で開催される展示会への市内企業の共同出展や、他市の企業も巻き込んだビジネスマッチング商談会を開催し、また、人材確保では、大府市雇用対策協議会を軸に、就職フェアや事業所見学会、高校就職担当者と企業との懇談会など幅広いメニューで企業の求人支援に取り組んでいる。

以上のように本市は、中小企業支援に向けた取組を継続して展開してきている。しかしながら、特に人手不足や後継者不足への課題は解消されておらず、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を

構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

本市が認定する先端設備等促進計画の目標数を、計画期間内に合計70件と設定する。

また、本制度以外にも前述の各種中小企業振興施策を、併せて展開していくことで、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い低迷した企業活動の影響により減少した法人税割申告額（調定額）（地方税法第312条第1項第9号にあたる事業者を除く。）を、コロナ禍以前の水準に回復させることを目標として設定する。

さらに、支援体制として、市、商工会議所、金融機関の三者での連携体制を本制度を通じて、さらに強靱なものとしていく。本制度では、申請事業者は、認定経営革新等支援機関である商工会議所や金融機関等の確認書を求めており、市、商工会議所、金融機関の連携体制が認定件数等に大きく影響するものであり、制度周知や申請書記載方法の指導、資金計画、そして導入後のフォローアップなど、三者が緊密に連携し、数多くの中小企業者を支援していかなければならない。そのために、他事業を絡めての三者合同連絡会議の開催や、合同での企業訪問の実施などに取り組む。

本市は、中小企業振興に資する一連の支援を通じて、健康都市おおぶとして、中小企業が元気に事業を営める、活力と賑わいのあるまちの形成を目指していき、県内で最も中小企業の活動が活発な自治体の1つとなり、知多地域の産業の中心として更に経済発展していくことを期待したい。

(3) 労働生産性に関する目標

本市は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、卸売業、小売業、サービス業など多様な業種によって成り立ち、経済・雇用を支えているため、広い範囲で事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な設備投資を支援する必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や環境に配慮し、市内に所在する事業所等（雇用者が常駐するものに限る。）の敷地内で、自己消費を目的に設置する自家消費型の太陽光発電設備（売電目的以外のもの）のみ本計画の対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺や主要道路沿道を中心とする店舗、事務所群と工業地域を中心に広域に立地している工場、流通業務施設群が存在し、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

製造業、卸売業、小売業、サービス業など多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画では、新たな雇用の場の創出、販路の新規開拓など地域産業の活性化を図ることを目的としているため、市内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

導入促進基本計画に適合することを確認するために、追加の書類の提出、その他必要な手段を取ることができるものとする。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。